

平成29年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第9回 5月17日（水曜日）

平成２９年議会改革特別委員会 第９回

平成２９年５月１７日（水曜日）午前９時３０分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（１０名）

1 番	野 中 芳 子 君	2 番	竹 内 政 雄 君
3 番	新 井 好 一 君	4 番	柿 沼 秀 雄 君
5 番	小 勝 裕 真 君	6 番	小 坂 徳 蔵 君
7 番	佐 伯 由 恵 君	8 番	大 内 清 心 君
9 番	森 本 寿 子 君	10 番	酒 巻 ふ み 君
(議 長	福 島 正 夫 君)		

欠席委員（なし）

委員外議員

6 番	池 田 年 美 君
26 番	吉 田 健 一 君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	江原千裕君	議事課長	戸 田 実
主幹（議事・	三 宅 昌 之	主査（議事・	酒 巻 俊 郎
調査担当）		調査担当）	

開会 午前 9時30分

◎委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんおはようございます。今日は第9回になります。議会改革特別委員会に委員全員そろってご参集していただき、本当に有難うございます。今日から、委員会の協議は議会改革基本条例要綱案の協議に入っております。これまでは、条例骨子について協議を進めてまいりましたが、そういう意味では今日からは協議の場を一段階引き上げたステージで委員の皆さんにご協議いただくという、そういう形になるわけでございます。今日、ご協議いただく条例要綱案につきましては、この間、議会改革のアンケートを実施して、その集計もまとまっているわけでありますが、その内容を分析いたしまして、その結果を反映した中で構成をしております。後で、詳しく説明をいたしますが、ひとつよろしくお願いいたします。そして、来月の中旬からは第2回定例会が開会する予定になっております。出来れば、その第2回定例会でこの要綱案を皆さんでご確認いただいてご報告できるように、進めてまいりたいと、そのように考えております。今日も委員各位の自由討議によって協議を進めてまいりたいと思います。委員各位のご協力をお願いいたしましてあいさついたします。よろしくお願いいたします。

それでは、大変お忙しいところ本委員会に福島議長さんにおいでいただいております。初めに福島議長さんからごあいさつをお願いいたします。



◎議長の挨拶

○議長（福島正夫君） はい、改めまして、皆さんおはようございます。今日はちょっと肌寒い陽気になってしまいましたが、小坂委員長さんをはじめ議会改革特別委員会の皆様方には、ご健勝でご参加いただきまして有難うございます。いよいよ、第9回という事で今委員長の話がありましたが、第一段階を引き上げてということなんですが、いよいよ、まとめの時期にきたのかなと、そんな感じがいたします。どうか、せつかくの特別委員会でございます、本当に市民のためになる議会改革でありますようお願い申し上げまして、あいさつしたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎開会の宣言・議会改革に関することの調査

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。それでは第9回議会改革特別委員会を開会いたします。会議はお手元に配布してあります次第にのっとって進行してまいります。それでは早速、協議事項に入ります。

まず第一の議題、議会改革に関するアンケートの考察から協議を始めていきます。これは、皆さんの手元に資料1として資料を配布しております。議会改革のアンケートの結果に关しましては前回の委員会で内容を報告いたしました。そして市議会のホームページや市議会だよりで市民の皆さんに集計結果を報告しております。本日から議会基本条例要綱案の協議を始めるにあたりまして、市政の主権者である市民が市議会をどのように見ているのか、また市民が市議会に何を望んでいるのか、これをアンケートの集計結果を深く分析したうえでこの議会基本条例を作成していくことが求められていると、このように考えるわけでありまふ。こうした観点から、アンケートの考察を議題にいたしました。資料1をご覧くださいと思います。このアンケートの関係なんですが、議会として、また議員として、大変深く受け止めなければならないと、こういう問題があります。それは、そのひとつが問5と問6の関係なんですが、これは、「市議会をどのように評価していますか？」と、市民の声が反映されていると思いますかということなんですが、問6で「市民の声が反映されている」が4%、「ある程度反映されている」というのが34%、ある程度も含めて38%、反映されているのが38%なんです。これに対して「反映されていない」、「あまり反映されていない」というのが44%ありまして、反映されていないというのが10%も上回っていると、これは、議会に关与するものとしてこの事実は真剣に受け止めなければならないのかなと、そのように考えております。問5の方は、この評価の関係なんですが、「評価する」というのが全体で50%、「評価しない」「あまり評価しない」が32%で、これは評価するほうが上回っているのですが、しかし、市民の声が反映されているかということと、反映されていないという内容が10%も上回っているということは、我々は議員として、深刻に受け止めて今後、対応していかなければならないのかなと思います。そうでないと、ますます、市民と議会との距離が広がっていくと、そういうことになるのかなと思います。ですからこの点を重視して基本条例を制定していくことが必要かなと、そんなふうに考えるわけでありまふ。その上で、その下に問7がありまして、「どのような市議会の改革が必要と思いますか」という問いがあるわけですが、ご覧になって分かるように右側の方は、市議会という行政機関に対する改革の要望です。それから左側の部分については、議員個人に対する要望なんですね。良くご覧に

なっただけであればわかりになりますように。全体を見ますと、改革要綱の内容を見ますと、市議会に対する要望が全体の５６％、約６割弱を占めていると。それから議員個人に対する要望が４４％占めていると、４割強を占めているということなんですね。ですから市議会と議員が市民の声と意見をよく聴いてその声を市議会と市政に反映してもらいたいと、これが市民の皆さんの願っている事なのかなとそんなふうに思うわけであります。この事をベースにして基本条例を、この後、説明いたしますけれども、組み立て構成しております。前回のアンケートの結果については、ご報告したんですけれども、また、継続してきたんですけれども、これから基本条例の要綱案の協議に当たっては、そこが一番議員として押さえておかなければいけない問題なのかなと、２点について申し上げた次第であります。もし、委員の皆さんで、何か御意見があるようでしたら、挙手を願います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○３番（新井好一君） はい、今、委員長の方からも、アンケート結果の全体の評価みたいのが報告され、何回か議論を行ってきたわけですが、基本はやはり、このアンケートの結果というのは非常に重大に受け止めていくというのが、我々議員の基本的なスタンスなんだろうというふうに思うわけです。その中でやはり、今、言われた点については、これからこの条例に反映していく場合に、議論の中でも広報広聴活動、特に広聴活動を強めて、政策をどうやって皆さんで議論しながら提案出来るようにしていくのかというところの、前段としては、皆さんの声を聴くんだと、聴かないとそういうことは出来ないだろうということについての議論というのは、やってきたのではないかなというふうに思うんです。ですから、そういう点については条例の中身の中に、やっぱりきちんとかなり重要視して位置づけるということが大切であるというふうに思うんです。それから、アンケートの自由意見ということで、実にたくさんの意見が出されているわけですが、これもこの反映としては、これが集約としてなされているわけで、基本的には同じような考え方なんです、その中でも、やはり、議員定数の件ですとか、そういう点に関しては、やはり真剣に、我々４年間の議員の任期中に必ず１度は議論しなければいけない課題でございますので、そういう点についても、このアンケートの個々の自由意見についても、相当細かく皆さんが受け止めて、これをどのように条例の中に反映していくのかと、あるいは具体的な形が問われてくる場合がありますので、その議論をしっかりやらなければいけないかなと、こんなふうに、会派の方でもそのような議論をしたところですよ。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、もしあればお願いします。

○7番(佐伯由恵君) はい、委員長。

○委員長(小坂徳蔵君) 佐伯委員。

○7番(佐伯由恵君) 改めて、今回、要綱作りに入る前に今回とったアンケートを再度確認をしたわけですが、やはり主権者の声を議員が聴いていないという、厳しいご批判を市民からアンケートの声として出されました。この事については、議員として襟を正して受け止めなければいけないというふうに思っております。実際に要綱を作るところで、どのような仕組みづくりを作っていくのか、市民の声をしっかりと議会に反映するための仕組みづくり、これが今後の課題になっていくかと思えます。また問7について、先ほど委員長が説明されてましたけれども、これは議会に対してと議員に対してと市民から改革が必要だという声が出ているというふうなことであります。今後、要綱の中で議会の基本原則、議員の基本原則、また議員の活動原則、そういった中身に入っていくわけですが、やはりこの声を、議員の方にしっかりと反映出来るようなかたちで、アンケートを活かすということが、私たちの要綱作りに対する基本姿勢かなというふうに受け止めました。以上です。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、有難うございました。他に、アンケートの分析に関してご意見がありましたらお願いします。はい、柿沼委員。

○4番(柿沼秀雄君) はい、新井委員も言われた通りですが、アンケートの自由意見の中に議員としての立場というか資質というか、そういうものが述べられている気がするんです。そういったものをベースとして、今後の要綱に関して、やらなくてはいけないのかなと、そんなふうに思います。特に市民と議員との話し合いとか、そういうものが今後、議会改革ということなんで、無かったことですから、これを期にそういった形で取り入れていければいいのかなと、こんなふうに思います。

○委員長(小坂徳蔵君) もし、他にあれば。大内委員。

○8番(大内清心君) はい。今までの委員の皆様とほとんど同意見なんですけれども、やはり、市民の方から自分たちの意見が反映されないという声が出されるということは、やはり、求めるものは何かと考えた時に、最初は議会の報告会をつて話もあったんですけども、その報告会よりももっと、自分たちの意見を聴いて欲しいという声の方が多いんだなという事を感じたので、そこを、先ほどの広聴とありましたけれども、しっかりと、聴く場をどういうふうにやっていくのかというところを、きちんと反映させていただきたいということと、やはり、自由意見もそうですけれども、議員に一人ひとりの資質の向上という部分でも、かなり指摘があったかなと思いますので、やはり議員で差があってもいいませんし、加

須市議会一人ひとりが、やはり、そういった市会議員として何をすべきか、何を学んでいくべきなのかというところも、しっかりと押さえて、議員一人ひとりの質の向上も図っていく部分も織り込んでいければな、というふうに思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にあればどうぞ。小勝委員。

○5番（小勝裕真君） はい。問5のところでは、半分の方が「評価する」「ある程度評価する」と、こういった結果なんですけれども、問6では、十分反映されているかといったらそういうわけではないという、ここは、十分反省しなくてはいけないことだと思うんですが、市民に全てアンケートとった、こういったことも、画期的な事だとも思いますし、今回、議会改革に取り組んでいるのも、そういう事を中心に、考えていかなければいけないと思うんですが、問7で具体的な項目で、かなり数がありますから、優先順位を付けて、当然多くの要望があったものから取り組んでいくという、これが大事だと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ありますでしょうか。もし、なければ、この後、要綱案どうか具体的に協議をしていきますので、その時にまた、一緒に意見を出していただければと思います。

それでは、議題の第2、議会基本条例の「骨子案」から「条例要綱素案」の検討。これを議題といたします。皆さんの手元に、資料2を配布してあります。この資料2は、議会基本条例要綱案を検討するに当たりまして、委員会で確認してきた、この条例骨子について、どのように要綱案としてまとめたのか、これが左右で解るように整理したものです。例えて言いますと、条例を改正する議案の場合、議案と一緒に条例新旧対照表の資料が議員に配布されます。その新旧対照表に相当するものです。その事を前提にして、これから説明してまいります。それでは、この資料については江原局長から説明を、お願いいたします。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） それでは、江原の方から（2）資料の2番、加須市議会基本条例の「骨子案」から「条例要綱素案」の検討へについてご説明させていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきたいと存じます。先ほど委員長から、ご説明がありましたけれども、この資料の2は左側が骨子案、右側が条例要綱素案という形になっております。左側の骨子案のそれぞれの項目について書かれている言葉や考え方をふまえて文章として表現したものが左側の条例要綱素案でございます。骨子案でのそれぞれの項目のポイント

と考えられる部分を下線アンダーラインで示しておりますが、そのポイントが右側の条例要綱素案の文章中においても同じ様に対応して下線アンダーラインで示したところがございます。左右を見比べていただきながら検討していただきたいと思います。

それでは、まず【基本条例の位置付け】9項目でございますが、1番、前文。加須らしさということで関東平野の中心、「埼玉一の米どころ」について文章化したところがございます。また、二元代表制のもと行政の監視機能、市民との連携・協働の推進、市民福祉の増進、政策立案機能の強化について文章化しているところがございます。2番、目的。二元代表制のもとで緊張関係を保持しながら監視機能を果たすこと、市民福祉の向上、住民自治の充実に書いております。3番、基本理念。こちらは合議制の意思決定機関、議員間の自由討議、市民の意見を反映し市政の伸展を目指すこと、議会力と議員力を高める事について書いております。4番、議会の活動原則と役割。議会は団体意思を決定する議事機関であること、公正性、透明性、信頼性、積極的な情報公開と説明責任、委員会の活性化について書いています。それから、5番、議員の活動原則。高い政治倫理、自己研鑽と資質の向上、市民全体の福祉向上のために、議会活動を最優先することについて書いております。同じような形で6番、議員定数。7番、議員報酬。8番、条例の見直し手続きと評価制度。9番が改選後に、この基本条例の研修について。これらの項目につきまして文章化して書き表しているところがございます。続きまして5ページになりますけれども【執行部との調整事項】7項目でございます。10番が議決事項の追加等。11番が閉会中の文書質問。12番が反問権。13番が議会日程の年間計画化。14番が議会審議における論点情報の形成、政策情報の提示。次のページになりますけれども15番が議場用放送設備の更新。16番が議会予算の確保。これらの項目について文章化して書き表しているところがございます。次に【市民との連携・協働の推進】7項目。こちらは17番、議会の透明性の確保。18番広聴広報活動の充実、市議会だより。19番、公聴会制度。20番、議会報告会、各種団体等との意見交換会。21番、請願者の趣旨説明及び参考人制度の活用。22番、市民参加及び市民との連携。23番、障がい者差別解消法の取り組み。これらの項目について文章化して書き表しているところがございます。続きまして8ページになります。【議員の政策立案機能の強化】10項目。24番、政策討論会、政策立案、政策研究会。25番、議員研修の充実強化。26番、専門的識見の活用、平成国際大学との連携。27番、調査機関、附属機関の設置。28番、議会図書室の充実。29番、災害時における議会の対応。30番、会派の位置付け。31番、政務活動費。10ページになりますけれども、32番、議員の政治倫理。

そして33番、議会事務局の機能強化。これらの項目について文章化して書き表しているところ。これまで8回にわたる特別委員会においてゼロからまとめてきました、骨子案に盛り込まれたそれぞれの項目の中の言葉や考え方に基づいて文章化、表現してみたところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。今、江原局長から説明していただきましたが、この資料2の関係は左の方が骨子案という事で、今まで、この委員会で確認した内容を書いてあります。骨子案ですので骨子ですので項目になっております。それで、今度、条例要綱となりますと、これに文章を付け加えていかなければなりません。それぞれの要綱の基本点を確認していただいた部分を含めて、文章化した内容が右側の方にあるということです。ただ、これだけだと、少しわからないと思いますので、また次に要綱案について詳しく説明していただくことにしておるんですが、今の江原局長が説明したことについて、もし、質問や御意見がありましたら挙手願います。

○3番（新井好一君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） これ、今日、配られただけなんで、すぐに意見と言われても困っちゃうんですけども、いずれにしても、これは、それぞれ、もう一回検討を加えなければならないとは思っているんです。ですから、基本は今、説明があった通りのことなんで、これから文章化していくわけですから、文章の基本になるような文章なんだろうと思うんです。そういう理解で、考えていきたいというふうに思っているんで、まあ、もう一回、次の会議の時は、これに基づいたもうちょっと具体的な議論が必要になるのかなと思うんです。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、新井委員からお話ございましたけれども、いつも気をつけているんですが、今日、これについて決定するとかではなくて、一切、考えておりません。今回はご承知のように臨時会もありまして、なかなか市議会もばたばたしておりまして、これをまとめるのも、大変な作業でありました。ようやく昨日、なんとか皆さんにお示しできる資料が仕上がったという内容であります。ですから、今日、説明しますので、また、皆さんから感じたことは意見、出していただいて、また、最後に次の日程を申し上げますので、その時にまたご検討いただいて、持ち帰って、ご検討いただいて、その時にまた意見出していただければ、さらに中身が濃くなっていくのかなと、そんなふうに思っておりますので、そのことを前提にして、説明を聴いていただいて、また意見もお出しいただければと思います。繰り返しますが、今日、大筋決めるというようなことは一切しませんので、今日説明し

ていただいて、次回に、最後に日程を申し上げますので、相談しますので、それで対応していくということで、ご了解ください。

それでは、もう少し具体的に、要綱素案について話を、協議を進めていきたいと思います。それでは、議題の第3、市議会基本条例要綱素案を議題といたします。お手元に配布してある資料の3をご覧ください。この資料3は先ほどの資料2の、右側の方に書いてあるものを、ほぼ、条例の形式に合ったような形で、まとめたということにしております。それから、最初、冒頭で申し上げたんですけれども、この要綱案は、条例骨子を確認していただいたんですが、それをその議会改革アンケートの分析結果に基づいて、先ほど、冒頭、皆さんから意見出されましたが、それに基づいて編成を変えております。大まかに言いますと、要綱案の最初は、前文ということになっております。それから条例の目的と基本理念等定めております。2つ目の構成として、我々が、もともと基本条例を制定しようという最初の目的であった【市民との連携・協働の推進（市民と議会との関係）】を定めております。これは2つ目の大きな区分として。それから、3つ目の構成は、骨子は先ほど、【執行部との調整事項】が入っていたんですが、これを変えまして、3つ目の構成には、議員の政策立案機能の強化などを定めております。これはアンケートの結果を反映して、そのように組み替えております。それは、アンケートの問7にありますように、「議員の政策提言能力と資質を引き上げる」というのが、15%ありまして、さらには「議員が政治倫理を重視し研鑽を積んで市民に奉仕する」というのが12%ありまして、これだけで約30%くらいありますので、そういう関係から、3つ目に【議員の政策立案機能の強化】を、ここで組み立てたという内容になっております。4つ目の構成に【執行部との調整事項（議会と市長等との関係）】これを定めております。5つ目に議員定数、議員報酬、最高規範性だとか、あるいは見直し規定などを盛り込んでおります。これ、あとで、事務局から詳細に説明しております。流れとしてはそういう流れとなっております。まずは、市民との協働だと、それから次に議員の政策立案機能を強化すると、そういうことが書いてあります。それから、次に執行部との調整事項（議会と市長等との関係）などを定めています。という、そういう流れになっているということを、まずは、ご承知おきください。それで、これは説明していただきますが、ちょっと、事務局ではいかがなものかなという内容が一件ありましたので、私の方から要綱素案について1点だけ説明しておきます。それは、資料3の、8ページをご覧ください。8ページの一番下をご覧ください。これは議会事務局の機能強化という事で定める内容です。これは議会事務局の機能強化ということで、役割もここに記載しているんですが、3項目にわたって記載して

おります。それは、まず1つは、一つ上の○は、「議会事務局職員は、議員と共に市民の信託に応えるため、その職責を全うするものとする。」と、要するに事務局の職員の皆さんは、議員と共にパートナーとして市民の負託に応えるために精力を上げると、これが第1ということにしてあります。それから9ページの2行目になるのですが、あとは、事務局の充実、強化を図ることを定めております。これは、「議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めなければならない。」というようにしてあります。それから3つ目は、その下にありますが、3つ目の○なんですが、「議会事務局職員は議会運営を補佐し、議会と執行機関との調整及び議員と市民との仲介を図るとともに、議会の政策形成機能及び監視機能の支援の職務に努める。」ということで、具体的に事務局職員の職務を定めております。これについては、私の方から、これは骨子に基づいて文章化したということで、何か付け加えたようなものは特別にはございません。一応、それを文章化したということです。それでは、そのことだけ私の方から説明いたしまして、全体的に説明をこれからいたします。では、江原局長から説明をお願いします。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） それでは、（3）加須市議会基本条例要綱素案についてご説明させていただきます。まず資料3の作りなんですけれども1ページ目と2ページが全体構成内容ということで、項目の流れ、流れを示した資料でございます。3ページから12ページまでが要綱素案でございます。そして最後に13ページ14ページとありますけれども、こちらは参考資料という事で今回条例要綱素案の検討にあたって、骨子案の段階から削除した項目を整理したものでございます。それは、例えば13番、議会日程の年間計画化。これはすでに年間の開会予定日、提示済みですので条文からおとすという、そういった内容等でございます。それから条例骨子案から条例要綱素案の検討にあたって、順番を入れ替えたと言いますか順番を移動した項目を整理して書いてみたところでございます。また、14ページの最後の方では、大きな柱立ての中で、さらに、もう少し小さい新たな柱立てを行った項目があるということで示したものでございます。

それでは1ページに戻っていただきまして、まず、全体内容構成についてご説明をさせていただきます。1ページ、【基本条例の位置付け】9項目ございましたが、4項目減っております。何が減ったかと言いますと、議員定数、議員報酬、こちらは後ろの方にもって行って

おります。また、8番の見直し手続き。9番、改選後の基本条例の研修。こちらは最後の方にもっていております。前文がありまして、総則として目的と基本理念、それから議会及び議員の活動原則という事で、4番が議会の活動原則と役割。5番が議員の活動原則。その次に先ほど、委員長からもお話がありましたけれども、アンケート結果を重視して、市民と議会との関係を重視して順番を前の方に、このくくりを持ってきました。7項目でございます。17番、議会の透明性の確保。22番、市民参加、及び市民との連携。23番、障がい者差別解消法の取り組み。18番、広聴広報活動の充実。19番、公聴会制度。21番、請願者の趣旨説明、及び参考人制度の活用。20番、各種団体等との意見交換会、議会報告会でございます。

その次に、やはりアンケートの結果を重視しまして政策提言能力、及び資質向上を重視しまして、順番を前に持ってきた項目が9項目でございます。で、1項目減りましたが、これは32番、議員の政治倫理というところで、こちらは、政治倫理と議員定数と議員報酬を、ひとくくりにして、後ろの方にもっていております。24番政策討論会、政策立案、政策研究会。25番、議員研修の充実強化、議員活動の推進と評価。26番、専門的識見の活用、平成国際大学との連携。27番、調査機関、附属機関の設置。30番、会派の位置付け。31番、政務活動費。29番、災害時における議会の対応。33番、議会事務局の機能強化。28番、議会図書室の充実。という流れでございます。そして、その後、議員の政治倫理、議員定数、議員報酬を1つのグループとしまして政策立案機能の強化から切り離れたところでございます。

次に【執行部との調整事項】という事で、5項目。2項目減っておりますけれども、減ったのは13番の議会日程の年間計画化。15番、議場用放送設備の更新。こちらは、条文には入れない、別枠で審議するという事で審議なり、提供済みという事で外しております。5項目、10番、議決事項の追加等。12番、反問権。14番、議会審議における論点情報の形成、政策情報の提示。11番、閉会中の文書による質問。16番、議会予算の確保。という事で、流れを作ってみました。最後に3項目。最高規範性。9番、改選後に基本条例の研修。8番、条例の見直し手続きと評価制度。というような内容の構成としているところでございます。それでは3ページ目から12ページにかけての要綱素案、こちらについて説明させていただきますと思います。一項目ずつ読みながらよろしいでしょうか？

○委員長（小坂徳蔵君） はい、それで結構です。

○事務局長（江原千裕君） はい、わかりました。まず、【基本条例の位置付】5項目でござい

ます。1番、前文、「加須市は都心から概ね50km圏内で関東平野の中心に位置し、流域面積日本一の利根川が市内を流れ、渡良瀬遊水地や浮野の里など豊かな自然が広がり、平坦で肥沃な土壌に育まれた県内有数のコシヒカリの産地及び埼玉一の米どころである。」2つ目としまして「私たちは、先人が永々と築き上げてきた豊かな歴史・文化、多様な地域資源の特性を生かして、魅力ある住みよいまちづくりを進め、次の世代につなげていかなければならない。」3つ目としまして、「近年、地方分権並びに地方創生の時代になり、真の住民自治を定着させ、地域の特性を生かした新しい地域を自ら創り育てるまちづくりが重要課題となっている。」4つ目、「日本国憲法に規定された国民の主権、地方自治の本旨に基づき、市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二元代表制のもと、加須市議会は市民の信託を受けて活動する市民の代表機関・議事機関として、市長その他の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら監視機能を十分発揮し、その職責を果たすべき役割がこれまで以上に増大している。」次に、「加須市議会は、さらに開かれた議会を目指し、情報公開を率先して行い、説明責任を果たすとともに、絆を基本に市民との連携・協働を推進し、地域の課題の的確な把握とそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、市民の福祉増進のために政策立案及び政策提言を積極的に行うことが求められている。」「加須市議会は地方自治の本旨の実現を目指し、市民主権による自治の推進の向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに市議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。」という形で、前文を文章化してみたところでございます。

次に2番、目的。1つ目に「この条例は、議会の基本理念、議会及び議員の活動原則、役割等の基本的事項を定める。」2つ目、「二元代表制の一翼として、議会が執行機関との健全な緊張関係を保持しながら立法機能及び監視機能を十分発揮して、地方自治の本旨に基づく市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上、住民自治の充実及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」3番、基本理念。1つ目、「議会は、市民を代表する合議制の意思決定機関として、市民の意見を市政に反映させ、公平かつ適正な議論を尽くし、市政の伸展を目指すものである。」2つ目、「議会は、議会改革を推進し、議会力と議員力を高め、その機能を発揮し、地域の特性を生かした新しい地域づくりの伸展を図り、真の住民自治を定着させ、地域民主主義の実現を目指すものである。」次に4番、議会の活動原則と役割。1つ目が、「議会は、市民を代表し、本市の団体意思を決定する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、適正な市政運営が行われているよう市民本位の立

場から、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視機能を発揮するとともに評価を行うものとする。」2つ目、「議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努める。」3つ目、「議会は、市民に開かれた議会を目指し、積極的に情報公開を行い、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。」4つ目、「議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努める。」5つ目「議会は、市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見を基に政策提言等の強化に努める。」次に、「議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できるよう、委員会活動の活性化に努める。」と、しております。次に5番、議員の活動原則。1つ目、「議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行する。」2つ目、「議員は、市政全般の課題について市民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽によって、市民の福祉向上のため、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする。」3つ目、「議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関である事を十分に認識し、議員間での自由討議により、議論を尽くすように努める。」4つ目、「議員は、議会活動を最優先し、その職務の遂行に努めなければならない。」6、7、8、9は移動しております。

次に【市民との連携・協働の推進（市民と議会の関係）】でございます。7項目です。17番、議会の透明性の確保。1つ目、「議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会活動に関する情報を積極的に市民に対し提供しなければならない。」2つ目、「議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開しなければならない。」3つ目、「議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。」22番、市民参加、及び市民との連携。1つ目、「議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。」2つ目、「議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続（パブリックコメント手続）を行う。」23番、障がい者差別解消法の取り組み。1つ目、「議会は、バリアフリーに配慮した開かれた議会を推進し、手話の普及活用を目指して、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に努めるものとする。」2つ目、「議会は、ユニバーサルデザインの理念に配慮し、市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努める。」18番、広聴広報活動の充実。こちらは項目を広聴と広報を入れ替えて広聴を前に出しました。1つ目、「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広聴広報手段を活用することにより、市民の議会に対する意識の把握及び市民への情報提供に努める。」2つ目、「議

会は、市政に関する課題に対する市民の意見を把握し、これを政策の適否の判断に当たっての基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。」19番、公聴会制度。「議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。」21番、請願者の趣旨説明及び参考人制度の活用。1つ目、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けることができる。」7ページになります。20番、各種団体等の意見交換会、議会報告会。こちら意見交換会を前に出しております。1つ目、「議会は、市民との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、市民からの政策提案の機会の拡大を図る。」2つ目、「議会は、市民への情報提供及び、市民との連携を積極的に推進する観点から議会報告会等の開催に努めるものとする。」

次に、【議員の政策立案機能の強化】9項目でございます。24番、政策討論会、政策立案、政策研究会。1つ目、「議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。」2つ目、「議員は、積極的に政策討論を行うことにより、議員相互間の合意形成をはかり政策形成に努め、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努める。」25番、議員研修の充実強化。「議会は、議会及び議員の資質並びに政策立案及び政策提言の能力を高めるため、議員研修を特に重視し、その充実強化に努めなければならない。」26番、専門的識見の活用、平成国際大学との連携。「議会は、議案の審査等に当たり、必要なときに専門的な知識及び経験を有する者を活用することができる。」27番、調査機関、附属機関の設置。1つ目、「議会は、市議会モニター制度について調査研究し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営等への反映に努める。」2つ目、「議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のために必要があると認めるときは、議決又は別に条例で定めるところにより附属機関又は調査機関を置くことができる。」30番、会派に位置付け。8ページになります。1つ目、「議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することが出来る。」2つ目、「会派は、政策立案、政策決定、政策提言等について積極的に調査研究を行い、合意形成に努めるものとする。」3つ目、「会派は、政策の決定及び形成その他の議会活動に関し相互に協議を行い、会派間の意見調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図らなければならない。」次に、「議事機関の決定事項は、会派事情より優先しなければならない。」次に、「会派から議事機関に選出された議員は、議事機関の協議内容と決定事項を速やかに会派内に周知徹底を

図る。」次に３１番、政務活動費。１つ目、「政務活動費は加須市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派に対して、政策立案能力の向上及び調査研究その他の活動並びに議会の活性化に資することを目的に交付する。」２つ目、「会派は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表するものとする。」２９番、災害時における議会の対応。１つ目、「議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体、財産及び生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努める。」２つ目、「議会は、大規模災害発生時における議会及び議員としての行動指針や市長等と連携協力した議会災害対策会議等の設置や災害情報の共有など、議会業務を継続し機能を維持するための市議会業務継続計画（市議会ＢＣＰ）を調査研究し、災害時対応に努めるものとする。」３３番、議会事務局の機能強化は先ほど、委員長からご説明をいただきました。９ページになります。２８番、議会図書室の充実。１つ目、「議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実及び機能の強化に努めるとともに、その有効活用を図る。」２つ目、「議会及び議員は、加須市立図書館の条例施行規則第１１条の参考調査（レファレンスサービス）を活用することにより、調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るものとする。」続いて３項目。３２番、議員の政治倫理。「議員は市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。」２つ目、「議員は、加須市議会議員政治倫理条例に定める事項を規範とし、厳守しなければならない。」６番、議員定数。１つ目、「議員定数は加須市議会議員定数条例に定めるところによる。」２つ目、「議会改選の前に、議員定数の改正について議論するものとする。」３つ目、「議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、監視機能及び政策形成機能の確保、議会改革の推進による議会力及び議員力の向上を考慮するものとする。」３つ目、「議員定数の改正に当たっては、附属機関等の第三者機関を設置して客観的な判断や評価等を求めるとともに、公聴会制度及び参考人制度等を十分活用して、市民等の意見を十分に聴衆するものとする。」７番、議員報酬。１つ目、「議員の報酬は、加須市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めるところによる。」２つ目、「議員の報酬の改正に当たって、議会等が提案する場合は、社会経済情勢や本市の財政状況、行財政改革の視点、類似自治体との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考に、市民の意見を十分に考慮したうえで、提案しなければならない。」

次に【執行部との調整事項（議会と市長等との関係）】でございます。5項目です。10番、議決事件の追加等。「地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。」という事で、2項目挙げました。1つ目が、加須市総合振興計画基本構想の策定及び改廃。2つ目が、市として基本的な方向を定める都市宣言の制定及び改廃でございます。次に12番、反問権。1つ目、「議員は、本会議及び委員会における質疑及び質問を市政上の論点をわかりやすく明確にするため、一問一答方式で行うことに努めるものとする。」2つ目、「本会議及び委員会において市長等は、議員から質疑、質問を受けた時は、その趣旨、内容の確認及び論点の明確化のため、当該議員に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。」14番、議会審議における論点情報の形成、政策情報の提示。「議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等（政策等）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、政策等に係る経緯、理由、根拠、市民の意見及び財源の影響等を明らかにするよう、必要な資料の提出を求めるものとする。」11番、閉会中の文書による質問。1つ目、「議会の委員会は、閉会中に市長に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求める事が出来る。」2つ目、「市長等からの回答は、全議員に通知し、市民に公表するものとする。」16番、議会予算の確保。「議会は、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。」13番、15番は削除しております。最後に3項目。最高規範性。「この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。」2つ目、「議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。」9番、改選後に条例研修。「議会は一般選挙を経た任期開始ごとに、議長の主宰により速やかに本条例の研修を全議員に対し実施し、議員活動の認識を共有しなければならない。」8番、見直し手続きと評価制度。1つ目、「議会は、議会改革の継続的な取り組みを進めるため、本条例に基づく活動について、議会改革特別委員会等により、その事業評価を行うものとする。」2つ目、「議会は、一般選挙を経た、任期開始ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果及び法令の改正等必要に応じて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。」ということで、文章として表現させていただいたという事でございます。ご検討、ご協議いただければと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、局長、ご苦労様でした。それから、今、説明していただいた内容は、全て骨子から、順番を、アンケートの形態に基づいて、ちょっと入れ替えて、それ

で、文章化したという内容になっております。皆さんの中には、言ったやつどうなんだと、それについては、条例の基本条例に含む事ではなくて、個別案件として協議していかなければいけないという問題については、先ほど局長から説明がありましたように、一度省いてあります。それはですね、資料3の、13ページをご覧ください。ここに参考資料としてあるんですが、条例骨子案から条例要綱素案の検討に当たり、削除した項目というのがございます。これは、何項目かありますが右の方に書いてありますように、条例とは別枠で、また、時間等を見ながら協議を進めていくということでございます。我々のこの委員会に課せられた第一の目的は基本条例を制定するということが、まずは、今、一番求められている課題であり目的であるので、そういうふうに整理させていただきました。それからその下の方がありますが、真ん中辺に○で書いてありますが、条例骨子案から条例要綱素案の検討に当たり順番を移動した項目は、先ほども局長から説明がありました、一応、項目でこのように書いておきました。記載しておきました。これについては、全て、市議会改革アンケートの集計結果を分析した内容で、構成したということです。以上がですね、先に申し上げておきたいという。それではもし質問やら、意見があれば挙手願います。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい。局長には、大変まとまったような報告というか、今までの経緯を説明いただきました。今まで皆さんが協議してきた中で、いろいろ短時間でここまで委員長をはじめ皆さんでまとめてきたというのは、随分成果が上がったかなという私自身の評価であります。その中で、順番を入れ替えたとかいうのも、これも誠に皆さんのアンケートの結果に沿った対応であるということで評価したいと思います。それと、この中で6ページの障がい者差別解消法の取り組みという23番のなかで、バリアフリーに配慮したというところに線が引かれてあったり、それからユニバーサルデザインの理念に配慮しという、これは誠に良い事だなと思いつつ、今後、これからバリアフリーに配慮したという場面に関すると、何らかの障がいを持った方もこれから、今までいなかったというのも逆に不思議ですけども、議員になられるような方もでてくるんであろうなと思ったり、オリンピック、パラリンピックのことを考えたりいたしますと、そういう辺のことも何らかの配慮した文章のことも必要なかなと思ってみましたりもしました。ユニバーサルデザインの理念とかうんぬんてことはもちろん、傍聴者にももちろんそういう方も居られるであろうという配慮、その辺のこともこれから討議していただく必要があるかなということ、私自身のこれは意見です。

それから7ページの調査機関附属機関の設置。下の方ですね。議会モニターの制度について調査研究し、これは以前からそういうものも必要であろうということは私自身は思っていました。かといって、誰でも議会モニターが良いのかという問題になると思います。過去にも色々、加須市議会はそういう事で苦勞してきた経緯かなりあります。モニター制度はありませんでしたけど。ですから、それが必要でありますけれども、その辺もこれから皆さんにいくらか、そういうことになった場合に協議していただく必要があるのかなということ。次に8ページの政務活動費の政務活動費はうんぬんとあります。これは平成25年の市条例に基づきとあります。これもこれから、定数の関連とかの問題が生じた時に少数性でやった場合にはもう少し必要ではないとか、諸々出てくると思います。それから下にありますね、市の状況とか財政の状況とかに鑑みてとかありましたけれど、これらも、やっぱり皆さんにももう少し協議していただいた方がいいのかなということを感じました。だいたい、今、読んでいただいたなかで、後は10ページの議員報酬に関する件のなかで、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にとうんぬんとあります。これがさらに、皆さんに検討していただく内容になるのかなという事を、ざっぱくですけども今日の、今の今でしたものですから、いろいろ、そんなことを考えながら結果の報告をいただきました。で、いつも良いと思うのは自由討議ということは、とても、これはとっても結構なことだと、いろんな意見があるのは当然ですから。ですから市民の公募も含めてとか、さらに、皆さんがおそらく帰って検討されるとまだ、いろんなご意見もあろうかと思っておりますけれども、私自身の今の感じた状況というのはそういうことですので、さらに皆さんの自由討議を経て良いものになっていけばいいのかなということを感じました。どうもご苦勞様でした。その、報告ですね。結構、長かったですからね。と、言うことです。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。他にございますでしょうか？はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 今、副議長の酒巻さんのほうからも、お話がありましたけれども、全体的には、条例のイメージがある程度見えてきたのかなというのが、率直な今日の感想なんです、これをこれから本格的な条例にしていくということで、そういう意味じゃあ時間があと1年ぐらい、一応、ロードマップに従うと。だいたい、1年ぐらいの時間があるということのなかで、それぞれの項目の具体的な文章にアンケート等々を活かした形で盛り込んでいくということが、大きな目標なんですけど、もう一つはやはり具体的にどうするのかという課題がやはり議会改革の我々の役目でも、もう一つはあるということでございますから、もう一つは、やはり今、副議長が言ったような、議員定数もそうですけれども議員報酬ですとか

政務活動費等々のあり方ですとか、それから費用弁償のあり方ですとか、あるいは政治倫理の問題も議論にはなっておりますから、そういうことについて、どのようにやはり具体的に検討するのかというところでもありますね、一方で、これは条例の制定は1年間のうちにやらなければならないんですけれども、一方でそこもやらないと、具体的には、成果として我々、当面の議会活動の大きな改革として、どこが、どうなんだということについてやっぱり、こう深まっていけないんじゃないかなというふうに思いますんで、これは今すぐどうこうということではないですけれども、議論を進めていくスケジュールをある程度考えざるを得ないだろうと。例えば、議員定数の問題、これ作った後に議論しましょうということになると、相当これは、なかなか時間がほとんど無くなってしまうというようなことがありますから、そういうことも見越しながら、どうなかっていうところで議論を要する項目があるんで、これはこの議会改革特別委員会の条例制定という大きな目標と同時に、そっちのことも考えていくということが必要ではないかというふうに思うので、それぞれの会派のことも検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。まず、全体像ですね、全体構成。それと、柱立て。これについて意見を述べたいと思います。私たち骨子案を練ってきたわけですが、白紙の状態からゼロの状態から、まずは、思いつくままにあげていって、それを項目に整理をしてきたのが、この、今回、冒頭に説明があった骨子案だと思うんです。さらにアンケートをとって市民の声が寄せられたということで、やっぱりその声を反映して全体像も変わってくると、柱立ても変わってくる、ということは当然だと思っておりますし、今回出された、構成を見直した内容について、私はこれで良いと思っています。それから柱立ての1つ、項目なんですけれども1点、最後の項目なんです、ページで言いますと11ページで一番最後です。8番、見直し手続きと評価制度。これが一番最後に来ているんですけれども、ほかの条例を見ましてもこの条例については見直しをするというような形で、やはり最後に出ているんです。この中身を見ますと、文章が2つあるんですけれども8番の中身は、まず1つは、最初の方の文章は評価、事業評価を行うものとなっています。12ページの2つ目の中身としては、必要に応じて、条例の改正を含む適正な措置を講じる。ってことになっておりますんで、この項目につきましては評価制度と見直し手続き。最初に評価制度が来るんじゃないかなと思うんですけれども。評価制度と見直し手続きということで、この小見出しを小さな柱ですけれども、この文言を入れ替えたらどうかなというふうに率直に感じました。評価をして、

それでいろいろ課題があり見直しが必要な場合にはそれをやるということに繋がっていくのかなと思いましたので、評価制度及び見直し手続きというような文言にしたらどうかというふうに率直に感じました。あと、細かい内容について今日、具体的に出されましたけれども、またそれについて意見を述べたいと思います。全体像と柱立てについて、考えを述べました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 意見というよりは、感想なんですけれども、今日、第9回目ということですね、今まで委員の皆さんから、いろんな意見が出てきたと思いますので、今回、短期間で、よくここまで、まとめ上げたというのが第一の感想です。それと、この中に、議員の個人的な、例えば5番ですね、議員は、議員は、議員はって、ここに4項目ですか、それと、その後にもまた、7ページですか、政策討論会、政策立案、政策研究会というところで、これも、議員はってことで、いろいろ、いっぱい入っているんですけれども、こういうふうに改めて、普段思っているんですけれども、文章化されますと、さらに、何か身の引き締まる思いはしております。今後、一個人、議員として、さらに研鑽を積んでいって、勉強しなくてはならないと改めて感じてることで、文章化されると、やっぱり、良いですね。それが感想です。ここには、先ほど佐伯委員が言いましたけれど、これ確かに、まず評価して、見直しということで、これは、その通りだと思います。ここには、だいたい私たち委員の言ったことについては、短期間のうちに、よく、ここまで、まとめあげていただいたということで改めて感謝申し上げるわけなんですけれど、個々にまた持ち帰って、細かい点は、また吟味をしたいと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。大内委員。

○8番（大内清心君） 今も、いろいろ、たくさんの委員から言われた通りなんですけれども、骨子案から要綱の素案ということで前文からこれとこれとこれを入れた方がいいというのが、しっかりと全部入れて、これだけの前文も出来てきて、さらに、細かく出てきておりますので、非常に、これは感謝するところなんですけれども、先ほど新井委員の方からも出しましたけれども当然、この要綱案の中には細かいことはもちろん、入れられませんので、この言葉で、言葉のあれについてはもう一回会派に持ちかえって話し合いさせていただきますけれども、ほぼ、良いのかなと思うのですが、細かいことをやはりやっていかなければならないというところで、例えば29番、災害時における議会の対応なんかも、いつ起こるか分からない災害がありますので、どんな災害なのか地震なのか、大雨、洪水どういうふうなのかとい

うのは想定できませんけれども、想定外というのはあり得ないので、すぐに対応できるように、これは並行して、こういったものを含めて、まだ他のものも沢山ありますけれども早い時期に、これは全部出来上がってから、条例が出来上がってからではなくて、やっていかなければならないかなというふうに感じておりますので、その辺の計画とか、後、モニター制度じゃなくて、パブリックコメントもあると思うんですけれども、それをどの辺でまた変えるのかというところも、また出来ればなと思ったんですが。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。はい、小勝副委員長。

○副委員長（小勝裕真君） はい。私も、良く市民の声を聞きながら、ここまで優先順位なり、広報広聴が広聴広報になったり、見直しをしていただいて、本当に評価をさせていただきたいと思います。

具体的な協議は次回以降に自由討議が出来ると思うんですけれども、10ページ1点だけ。会派の方で私たちはよく話し合いをしているのですが、執行部との調整ということで、今度協議が予定されると思うんですけれども、12番反問権。以前の時には、質問等の主旨を確認する範囲で留めるという形で終わったんですけれども、先進事例、例えば京丹後市ですとか、京都府の亀岡市、あるいは所沢市を見ますと制限をしていない。議会も自由討議ですし、委員長、議長の許可を得るのは当然必要ですから、そういった意味では制限をしないで、お互いに自由討議で意見交換出来るような、そういう意味でその方が良いんじゃないかと会派の方で今、話し合いをしていますので、報告させていただきます。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。他にございますか。はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） はい。本当に事務局の努力に感謝いたします。それで聞きながら、何点か、文章的に付け加えていただきたいなというところがあったんですけれども、6ページの「障がい者差別解消法の取り組み」のところなんですけれども、「議会は、バリアフリーに配慮した開かれた議会を推進し、手話の普及活用を目指して、・・・」のところなんですけれども、ここに「普及活用等を・・・」と「等」を入れていただければと思ったところと、大内委員がおっしゃった災害時の対応ですけれども、やはり訓練というのは今年度からやっていくべきかなと思っているので、早めにやっていただくのが大事かなと思っています。

それと、資料提供をしてもらいたいんですけれども、加須市議会のホームページを見ていくと、下の所にコメントをいただく欄があるんですが、その意見と言うか、今までどういったものがあったかどうか。これまでの議会改革の中で、もしあったとしたら、そういったところも資料提供いただければと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他に。新井委員。

○3番（新井好一君） はい。案の方の4ページのところで、「議会及び議員の活動原則等」というところで、議会及び議員の活動原則と役割のところ、その中身の内容は十分この中に書いてあるんだけど、議会の運営という点で、他の条例等では、運営というのは運営と活動原則という様な感じで、議会としては位置付けてある様なところがあるんです。ですから、中身は運営に努めるとか、議会の特徴も含めて運営の原則みたいのは書いてあるので、その辺はやっぱり運営と議会としての活動原則というのは、ある意味じゃ若干違うと感ずるので、その辺はどうするかというのは、ちょっと検討を要するのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございませんか。はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。まずは、この前文です。加須市らしさということで、いろいろ、これまで言われていたんですけども、加須市らしさがふんだんに入りまして、それから地方自治の本旨。憲法に基づく地方自治のそもそも論から、そして私たちが今、市民から求められている課題等が、しっかり入っているなというふうに受け止めました。

10ページの「10番、議決事件の追加等」。ここで2点、具体的に上がっております。もっと具体的に出てくれば、それが入れられると思うんですけども、今後、色々な社会情勢の変化の中で議会として、しっかりと議論しなくてはならない課題も出てくると思いますので、(3)として追加で「その他議長が必要と思うもの」といった文言があれば、その時々、の情勢に合って、必要なことは議会としてしっかり審議をするということが出来るのかなと感じました。以上2点です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他にございませんか。なければ、いつも最後に日程を申し上げますので、その時にまた、議論させていただきます。

それから今、色々意見を出していただきました。その中では、総体的なもので、私の方から少し申し上げておきたいと思うのですが、これはいずれにしてもこの間の皆さんでご確認いただいた条例骨子をこれに当てはめたもので、他は入れてない。はずしたことはあっても、他からは入れていないということです。

ですから、文章の字句もあの要綱からここに入れているので、いろいろ意見出されましたけれども、そぐわないんじゃないかという部分もあるんじゃないかと思います。これは骨子をベースにして作ったので、そういうことは他にもあるんじゃないかと思います。そういうことはこれから、今後精査をしていきたいと思いますので、全体を委員の皆さんに把握していただいて、自由討議が更に活発に出来るようにということで、これは作ったということ

ご理解いただきたいと思います。

そのいろいろ出された問題の中で、申し上げておきたいと思うのですが、まず6ページの関係です。ここに「23番 障がい者差別解消法の取り組み」がありまして、これはバリアフリーに配慮とか、骨子からここに持ってきて文章にしたという内容なんですけど、その際にも私、申し上げたんですが、例えば傍聴席に車椅子対応が無いとか、執行部の方で今、職員の対応基準というのが、検討されているんですね。ですから議会としても、具体的には、そういうことを念頭に置きながら進めていくというのが、まずは第1にあります。

それから、7ページです。酒巻委員の方から、「27番 調査機関、附属機関の設置」について、議会モニター制度の関係でご意見がございました。これについては、調査してますので、この後、皆さんで議論していただければと思っております。

ただ、酒巻委員がおっしゃられたようなことは、私も問題意識として十分持っております。ですから、それも実際に運用する時には、皆さんに不安が無いよう、ご提示していきたいと思っております。

それから8ページ「29番 災害時における議会の対応」について、お二人の方からご意見がございました。これも骨子の中で、今の時代の中でこれは避けては通れないということで、検討事項となっております。これも調べてありますので、この後、皆さんに報告して、また少し議論していただきたいと思います。

あとは10ページの関係です。「10番 議決事件の追加等」の関係であったのですが、これは、議決事件の追加ですので、本来は地方自治法でも制限列举してあります。

また、これは議会の条例で定めた場合、議決事件、議決事項に出来るという地方自治法の規定になっております。ですから地方自治から言えば、条例で列記するというのが筋かと、私は思っております。最後の方に見直し規定もありますので、その時に時代の変遷と共にこれが必要だとなれば、そこで見直しをしていくということで良いのかなと。

いずれにしても、これは皆さん委員から、これは重要だということを具体的に出していただいて、それをここに列記していくということで考えておりますので、この間、出された意見はここで明記をさせていただいたということです。

それから、11ページの関係です。下の方にあります「8番 見直し手続きと評価制度」に関して意見がありました。これについては確かに評価制度が最初に来て、その後見直しかなということでもあります。これはいずれにしても骨子で文章を作っておりますので、他についてもご意見がありましたが、これは直しますので。

他にご意見ありますか。なければ、これについては次回も自由討議していきますので、1時間半近く経過しましたので、ここで一端、休憩をしたいと思います。午前11時5分から再開をいたします。



◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

開議 午前11時05分



◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） 次の議題に移ります。先程、「加須市議会基本条例」、「条例要綱素案」の説明の際にも申し上げましたが、この中で議会モニター制度、それから災害時のBCP計画、これについては骨子案の検討をする際に、この内容を良く調査するということになっておりました。この間ですね、その内容について鋭意、調査を行ってまいりました。それが資料4、資料5にまとめてあります。

まずは「議会モニター制度」なんですが、端的に言えば市議会が市民から意見を聞いて、その内容を議会運営等に反映させて議会改革を進めると、これが目的になるわけです。これは市議会が市民に議会モニターとしての委嘱をして、議会の会議を傍聴していただいたり、あるいは、かぞ市議会だより等について意見を出していただく。また場合によっては、議員と意見交換を行って、意見を出していただいて、それを議会運営等に反映させる、そういう制度になっております。

それではですね、調査の内容について、議題の第4「議会モニター制度について」資料4に基づいて、戸田議事課長から内容説明をお願いしたいと思います。

○議事課長（戸田 実君） それでは私の方から（4）議会モニター制度につきまして、現在、県内で取り組み事例がございます、戸田市議会を例にお手元の資料4番、「戸田市議会モニター設置要綱」にてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

はじめに、第1条の目的に関してでございますが、戸田市議会におきましては、議会運営等に関し、市民から意見や提言などを幅広くお聴きし、それらを市議会に反映させるための制度として、当議会モニター制度を平成23年4月から導入しております。

次に、第2条及び第3条の定義や職務でございます。今年度は、市内在住の4人の市民の方が議会モニターとして活動されております。また、モニターの対象となる会議につきましては、本会議、各常任委員会、特別委員会等となっております。

議会モニターの主な役割といたしましては、本会議や委員会を傍聴いただくほか、議会だよりや議会のホームページをご覧いただき、その改善点等を、意見や提言として文書で逐次提出していただくものでございます。なお、第3条の（4）に市議会議員と年1回以上、意見交換を行うとありますが、これにつきましては、文書による意見や提言の提出とは別に、現在、半年に1回のペースで年2回開催しております。市議会議員側としては、計5人が出席しておりまして、内訳は正副議長のほか、議会運営委員会の委員長、議会改革特別委員会の委員長、議会だより編集委員会の委員長の計4人となっております、議会モニターの4人の方々と、議会に関し、自由な形で半年に1回意見交換を行っているとのことでございます。

次に第4条の、提出された提言等の処理につきましては、議会モニター制度自体は議会運営委員会が所管・担当しておりますが、まずは、代表者会議に諮り、会派ごとにモニターからいただきました意見に対する考えを集約していただき、最終的には議会運営委員会で回答を作成する形を取っておるとのことでございます。また、これらの意見と回答につきましては、ホームページや議会だよりで逐次公表しておるとのことでございます。

続きまして第5条の資格についてでございますが、市議会モニターは次に掲げる要件を全て満たす者としております。（1）年齢満18歳以上の市民であり、かつ、公務員、各種議会議員又は各種行政委員ではないこと。（2）市議会の仕組み及び運営に関心があること。（3）市政及び地域社会の発展に関心を持ち、公正な社会的見識を有する者であること、となって

ございます。

次に第6条の欠格事項についてでございますが、次の号に該当する者は議会モニターになることができないとなっております。(1)議会モニターとして、中立性及びその品位を損なうおそれのあるとき。(2)議会モニターの地位を利用し、政治活動又は宗教活動を行うおそれのあるとき。(3)議会モニターとして、公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。(4)議会モニターとして、施設及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。(5)議会モニターとして、社会的信用を失墜するような行為を行うおそれのあるとき。(6)その他議会モニターとして妥当でないと議長が認めるとき、となっております。

次に、第7条及び第8条の定員や任期でございますが、定員は15人以内で、公募により議長が委嘱となっております。公募は、例年秋口にホームページや議会だよりにより行っておりますが、なかなか手が少ないのが現状とのことでございまして、今年度は、先ほど申し上げましたように、15人で募集をしておったんですが、公募の4人の方がそのまま委嘱されている状況となっております。また、任期は1年ですが、最大で2期まで連続してモニターになることができます。

次に9条の解任につきましては、議長は市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解任できるものとするとなっております。(1)市議会モニターから辞任の申し出があったとき。(2)第3条に規定する職務を履行しないとき。(3)第5条に規定する資格を失ったとき。(4)市議会モニターとしてふさわしくない行為があったとき。(5)その他議長が必要と認めたとき、となっております。

最後に、第10条の報酬等でございますが、市議会モニターは、無報酬とし、議長が必要と認めたときは、謝礼を支給することができるとあります。謝礼につきましては、任期満了の際に、1万円の図書カードを御礼に差し上げているとのことでございます。以上、議会モニター制度の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。今の戸田課長の説明で、議会モニター制度のイメージが少し広がるのかなと思います。冒頭、申し上げましたけれども、この市議会に市民の声が反映されていないと考えている方が44%。反映されていると考えている方より10%上回っているということから考えて、こういうことを市議会として取り組んでいく必要があるのかなということで、要綱3にも記載しましたけれども、少しイメージを皆さんにもご理解いただければというところで、骨子案の協議の際に検討するとなっていましたので、調査したことを今、説明していただいたところです。もし、質問やご意見があれ

ば挙手をお願いします。はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい。大変良い制度だと思うんですけども、1点。もし分かればで良いんですけども、欠格事項のところで、大変判断が難しいところもあると思うんですけども、戸田市の方ではこれで今までトラブルはなかったんでしょうか。もし分かれば…。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田課長。

○事務局議事課長（戸田 実君） はい。今までの流れといった点。この制度が平成23年4月から導入されたという事で聞いておりまして、この間、欠格事項に該当した事例があったかと確認しましたら、現在のところ、特段問題はなかったと聞いております。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他にございませんか。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） これは、仮に決まった時は、こういう応募者を面接したり、適格性があるかとかいうことを見て採用するんですか。人数が足りないと、そんなことは言っていられないと思うんですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。今の酒巻委員の質問に関しましては、やはりこれは確認をさせていただいたんですけども、本来はなんとか15人を確保したいということで、公募をしているところだそうです。ただ、今年度につきましては4人しか集まらなかったと。それで、過去においても少なく、2人の時もあったと聞いております。

そういった中で、先程もお話ししたように、この議会モニター制度の所管は、議会運営委員会が担っておりまして、そこでモニターの簡単な履歴を提出いただいて、審査して、特段問題が無いということであれば、今年度のように公募があった4人をそのまま採用し、今活動いただいている様な状況でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他にございますか。無ければ、だいたいこの議会モニター制度については、概略を見ていただいたと思うんですけども、ご了解をいただければ、もし加須市議会で実施するとすればこんな感じかなとA4のワンペーパーでお示しくらいは出来るかなと思いますけれども、よろしいですか、それで。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） 次回の委員会で簡潔にまとめてお示ししたいと思います。

それでは次に、議題5の方に移ります。これは市議会の業務継続計画BCPということになっておるんですが、これは災害が発生した時の、市議会の対応です。万が一、市役所の議場が甚大な被害に遭遇した時、市議会をどう再構築していくか。あるいは、議会はどういう対策を取っていくか、これを定めるのが、市議会業務継続計画BCPになるわけです。この全国で800を超える市議会があるんですが、その中で、このBCP計画で最も優れているというのは、私の知る限り、滋賀県の大津市議会が大変克明に、計画に取り組んでいると承知しております、そういう関係についても、議会事務局が先に調査していただいております。それでは資料5になるんですが、これを戸田議事課長から説明をお願いします。

○議事課長（戸田 実君） はい。続きまして、大津市議会BCP計画につきまして、お手元の資料の5番でお配りした「大津市議会BCP（業務継続計画）」に挟みました、A4横の概要版の方でご説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、資料の説明に入る前に、大津市議会では、災害時などに行うべき議会や議員の役割、及び行動指針を定めた、いわゆる「議会BCP（業務継続計画）」を平成26年3月に、地方議会では初めて策定いたしました。この策定によりまして、大規模災害時におきましても、初期対応の高度化、迅速化が図られ、災害情報の収集や議員の参集、議会としての協議、審査を迅速に開始し、市民ニーズを的確に反映した復旧・復興に向けて、早期に取り組むことが可能となったものでございます。

それでは、資料1ページにあります、1番の策定に至った経緯からご説明いたします。東日本大震災の発生後、被害に遭われた多くの自治体において議会の機能が停止し、議会の審査を経ずに専決処分が乱発され、予算などが執行されました。二元代表制の一翼である、議会の基本的な機能が果たせなかった経緯と教訓から、議会におきましても、市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性が求められたこと。また、大津市におきましても、平成24年に豪雨災害が発生した際には、大規模災害に備えて、議会や議員として、行動指針の必要性が感じられたことなどを契機として、BCPの必要性を認識し、平成25年6月に、議会としてBCPを策定することを決定したものでございます。

次に、策定の経過につきましては、各会派の代表者計10名で構成された「大津市議会BCP策定に係る政策検討会議」を立ち上げ、大学教授による講義や執行機関との意見交換、豪雨災害の検証、参加型のワークショップ方式での協議、これはホワイトボードに課題を書

いた付箋を張り付け、お互いが問題を共有するなどの協議等、計10回の会議を経て、議会BCPが策定されたところでございます。

なお、協議の内容については、議員、議会の役割のほか、BCPの要点とポイント、BCPの具体的内容と手法、BCPの基本方針、BCPの重要事項、BCPの枠組み、BCPにおける体制構築、BCPにおける議員の行動基準、議会災害会議などでございます。

次に、2ページの策定のポイントといたしましては、何よりも議会機能を維持すること、また議員は、代理がいなくて、合議体の構成員、地域の構成員であるという自覚を持つことを重要視したものでございます。特に下記にありますとおり、議員や事務局職員の安全確保、また審議を行う環境の確保や整備といった点を、策定に向けての、大きなポイントとしたところでございます。

次に、3ページの詳細な行動形態でございますが、災害発生日から3日までを初動期と位置付けております。以降7日までを中期、1か月までを後期、そして1か月以降を、行動期間として区分をいたしております。

まず、初動期におきましては、事務局職員が参集、対策会議の設置、これは正副議長及び各会派の代表者で構成されるものでございます。及び安否確認や情報収集を行います、他の議員につきましては参集の指示があるまでは、地域活動などに専念することとしております。

次に、中期におきましては、災害情報の収集、把握、共有を行い、議員は対策会議の参集の指示があれば、速やかに参集し、対策会議の指示のもと、議員活動に専念することとしております。

次に、後期におきましては、議員と事務局とで、議会機能の早期復旧に努め、本会議や委員会を開催し、復旧、復興予算などの審議を行います。なお、大津市議会では、議会の開催に関し、議会の判断で必要に応じて議会を開くことのできる通年制をとっております。最後に、1か月以降では、平常時の議会組織体制へ戻りまして、議会として復興計画などについて審議を行うこととしております。

次に5番の情報の的確な収集として、市の対策本部との関係についてですが、執行部側が初動及び応急対応に専念出来るよう、執行部の活動を妨げないよう議会は配慮するとともに、議会としては災害情報の迅速な収集を行い、議会内の体制整備と併せて市との連携、協力体制を構築することとしております。

なお、執行部の活動への配慮として、議員への情報提供、収集などは、緊急時を除き、可

能な限り対策会議を窓口とすることとし、市災害対策本部への直接の連絡等は議員からは行わないこととしております。

この他に、4ページの議会の防災計画と防災訓練についてですが、防災計画につきましては、議会BCPの検討段階において、多くの意見交換がなされた中、減災対策など長期的な視点を持って取り組むべき事項として、防災計画や議会の役割を明記した防災に係る条例の必要性が明確になったとのことでございます。また、議会の防災訓練として、議員の参集訓練や議場内での災害時行動訓練を実施したとのことでございます。

最後に、議会BCPの見直しにつきましては、対策会議を中心に行っておりますが、必要に応じて計画策定時に参加した議員も見直し時に参加できることとなっております。今の内容の詳細につきましては、こちらの資料の5番の冊子の方に、具体的な事例については書いてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。大津市議会BCP計画の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） どうもありがとうございました。大変詳細で、かつ具体的な内容でして、まさに全国の業務継続計画の策定の先進事例だと思って説明を聞いておりました。休憩前に例の要綱案の協議の際に、議決事件の関係がありましたけれども、大津市議会は業務継続計画を作成して、その際に復興計画についても大変重要な問題であるので、議会の議決事項にするんだということで定めたということが、資料5の方に載っております。具体的に自分たちが検討していく中で、策定していく中で、いろいろ課題が見えてきたということで具体的に議会としての責任を果たしていくということになっていると思います。大変、優れた先進事例について、ご説明いただきました。何か質問や意見があれば、挙手願います。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 今、災害があらゆる所で起こりますし、その時、議会がどういう対応をとるかというのが重要な課題であると、また、個々の議員が対応に最大限の力を発揮することも、大変重要だと理解しておりますので、やはり業務継続能力をきちんと持つということが必要なんだということで、ついではこの条例の中に書き込んで内容を作るということについては賛成だと思うんです。

それで、やはり今までの経験ですと、多分、常総市の災害時の対応というのは、市に防災計画の指揮系統、危機管理能力という点では問題があったような気がしますし、その中で個々の議員が勝手に動きますと、職員から見れば大混乱を起こすという様なことは十分あるので、やはり組織的な対応というのが必要になると思うんですよね。ですからそれは必要であると

思うんです。

ただ、問題は、加須市の場合は市の方にもこの業務継続についての正式な防災計画がまだ、作られていないと思っているんで、これについてはまだ埼玉県の中でも作ってない方に入っていますから、市の方でも早く作っていただいて、条例の中に入れていただいて、我々も出来るだけ早く作るということで進めたら良いと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい。飛躍しているかもしれませんが、これを現地に行って実際に話を聞くということはした方が良いですか。しなくても良いですか。ここで練っているより、その方が早いかなと。無理ならいいんですよ。先進事例を勉強するのも、一つの方法かなと思って。ちょっと飛躍しすぎているかもしれません。討論する前にそういうことを言うものいかなかなと思いますけれども、勉強してくるのも一つの方法であろうかと。いいんですよ、別に意見ですから。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員、自由討議ですから、いいんですよ。

○10番（酒巻ふみ君） いや、いろいろ情勢等考えるとちゅうちょする面も無いわけでは無いんですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。先程、挙手しましたから。

○2番（竹内政雄君） 先進地ということで、視察とかってというのは、各会派で行けば良いかなと。いずれにしても、この加須市の歴史とか周りの自然とか見ますと、埼玉県の中でも利根川とか渡良瀬川とか、これがいつ氾濫するかもわからないということで、本当に早急に議会としても取り組んで勉強して、この加須市に合ったBCP計画を早急に取り組んでいくべきだと思います。

本当に加須市の自然状況を見ますと、埼玉県内の中でもここだけに消防車も贈っていただいておりますので、その辺の状況を見ても前向きに取り組んでいくべきだと思います。

○7番（佐伯由恵君） 委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。今や災害は避けては通れない。これは、どこの自治体も同じなんですけれども、先程、要綱素案が出されましたけれども、この前文の3ページのところに、議会は「その職責を果たすべき役割がこれまで以上に増大している。」とありますが、そのひとつだと思うんです。災害に強いまちづくり、これに対して、議会がどう災害時に取り組むのかということは、私たち議会に現在、課せられた大変重大な責務じゃないかと受け止めま

すので、加須市としても災害対応について、きちんと作っていくというのは、大変必要だと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。大内委員。

○8番（大内清心君） はい。非常に良い、業務継続計画だと思ったんですけども、やはり竹内委員が言いましたけれども、加須市で想定される災害に則って考えていくのもひとつかなと思ったんですけども。

以前に加須市は大利根地域、北川辺地域で水害がありまして、高田教授群馬県のご講演にもあったんですけども、何が一番大事かといいますと、やはり日頃の訓練というところがあったので、やはり議会としても防災訓練。またはHUGですとか、DIGですとか、実際にやりながら、やっていくのも一つの方法かなと思ったので、こういった継続計画を作っていただきながら、そういった訓練も行っていたいただければなと思いました。

議会によっては、議場の自分の机の下にヘルメットがある所もありますので、それくらい徹底して、いつ、議会中に起こるかも分かりませんし、何がいつ起こるか分からないので、その辺をしっかりと対応できるようにしていただきたいなということと、先程、対策会議が設置されているということで、ここには正副議長と会派の代表が参加しているということなので、個々に会派の代表が出ていますから、その辺の情報というのはしっかり連絡はとれていると思いますので、こういったところも参考にしていけば良いと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） はい。先程伺った先進地の事例というのがありました。非常に大切な、今後の災害に対しての我々の立場ですとか、市の立場ですとか、そういったものを明確に入れて、策定出来れば最高かなと思います。本当に災害に対しての、これぞっていうものが今まで無かったので、議会改革をやる上で、こういったものが出来るというのは本当に素晴らしいことだと思いますので、今後も皆さんで協力しあって、是非、行動が共に出来るような計画を作ってもらえればありがたいと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） では、よろしいですか。はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） はい。今年はカスリーン台風から70年ということなので、今、時期、なのかなと思っております。大事なことだと思いますし、また、事務局の方には大変かと思うんですけど、一緒に勉強させていただきながら、良いものを作っていきたいと思ひますし、やはり加須市に起こる災害等を考えながら作っていきたいと思ひますし、事務局職員がもしもの時には参集してということなので、市のBCPとの関連性があると思ひますので、

そちらの方も一緒に抱き合わせで、作っていただければと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますでしょうか。なければ、資料の大津市議会の業務継続計画を見れば分かるんですが、ここには議場が壊れた時に議会が開かれなと。じゃあ、そこをどうするんだと。どこの公共施設を活用して、議会の会議場にするんだというところから、解き明かしています。正に、業務継続計画だということになっております。

皆さんがいろいろ、意見がございまして、これはちゃんと作っていった方が良いというお話がございました。これは先程の議会モニター制度とは違って、色々な方面に影響してまいります。ですから、一朝一夕にはなかなか出来ない内容がございます。

ただ、大津市議会の地震、水害、風害ですね。こういうものについて、それぞれこの場合はということで、この想定した中で作っております。皆さんからご意見出ましたので、全体の計画はとてもじゃないですけども、今出来る問題じゃないんですが、もしやるとすれば加須市議会の課題としてどうなのかということであれば、次の市議会までに項目でお示しすることは可能かなと。不十分になるかとは思いますが、ですけども。

議会事務局も先程、職員の皆さま、議員と共に職責を全うすることですので、江原局長と戸田課長と相談をして、次回に出せるように努力をしてみたいと思います。そんなことで、考えてみたいと思います。

他にございますでしょうか。無いようでございます。それでは、議題の1から5までの委員の発言は終わりました。それでは委員外議員の発言に移ります。発言の範囲は、加須市議会基本条例骨子素案の範囲といたしますが、傍聴されている議員の中で、発言希望されますでしょうか。

（「無し」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） 発言は無いようでございます。先に進みます。それでは最後に（6）今後の協議の方向についてを議題といたします。3点あります。

まず、次回の委員会の開催の日程です。ちょっと議会の日程等ありまして、次回の委員会、来週の5月23日の火曜日、午前9時30分から開会したいと思います。予定を組んでおる方もいらっしゃると思いますが、議会の日程等もいろいろ考えて、この日にしたいと思うんですが、ご了解いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） では、次回の第10回の議会改革特別委員会は、5月23日の火曜日、午前9時30分から、第1委員会室で開会いたします。

それから、6月議会もだんだん迫って来て、議員の皆さんも委員の皆さんもいろいろ予定がおりかと思えます。それで前もって次の日程も、どうなるか分かりませんが、前もってお伝えしたいと思えます。次は、5月23日の委員会の内容にもよりますが、6月1日、木曜日です。午後1時から開会したいと思います。なぜかという、6月1日は議会運営委員会が予定されておりまして、午前中は無理ですので、議会運営委員がお見えになるので、その時に会議をすれば良いかなと思えます。午後1時から、第1委員会室で、次の委員会の内容を見ていかなければはいけませんけれども、予定をお願いします。とりあえずは、23日に開会いたしますその協議を見て、6月1日の午後1時から協議を決めていきたいと思えます。大変申し訳ないんですが、予定の方を、ロードマップに則って協議していかなければはいけませんので、ご了承いただきたいと思えます。よろしいですか。

(「はい」という人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） では、その様に決めさせていただきます。2つ目は、アンケートで研鑽に努めた方が良いという内容になっております。それで、議会の研修の実施を今から計画していきたいと思っております。骨子案の協議の時も、研修は必要じゃないかというご意見もありました。そんな中で、前もって定めておいた方が良いのかなと思ひまして、これは皆さんにご相談です。時期は、8月上旬でどうかと。お盆前ということです。7月に埼玉県市議会議長会第4区議長会の議員研修会がありますので、8月上旬かなと。それでお盆過ぎると、9月議会の準備になりますので、その前に8月上旬に開催したいと思ひます。

テーマは、皆さんの方であれば言っていたきたいなと思ひんですが、仮題としてはこんなところでどうかと思ひているものが、ちょうど今年は地方自治法制定から70周年です。この記念の宝くじも発行していると総務省からもありましたけれども、「地方自治法70周年と地方議会の課題」。議会改革の内容になると思ひんですが、こういうところをテーマにして、基本から研修した方が良いのかと思ひております。

それから、講師の先生であります、これは平成国際大学の教授にお願いしたと思ひてお

ります。ご承知のように平成国際大学と加須市は、包括連携に関する協定書を締結しております。平成国際大学の学生さんから、協力いただいたアンケートもあります。今後、専門的な知識を加須市議会にお貸しいたいて、我々も議会改革に果敢に取り組んでいくという課題もありますので、こういうことを通じて、平成国際大学と加須市議会との連携も深めていきたいと考えております。

それから、この議会改革に関するアンケートを踏まえて、出来ればこの議会の研修については公開研修講座というふうにしたいと思っております。希望があれば市民の方にもお出でいただいて、一緒に話を聞いていただいて、住みよいまちづくりのためにひとつのステップになれば良いかと思えます。そのことによって、議会は研鑽を積んでるんだな、我々の意見を反映しているのかな、ということにも繋がっていくというふうになれば良いかと思えます。

詳細につきましては、教授とのスケジュール調整もありますので、詰めていかななくてはならないんですが、事務局にも知恵を拝借して決めていきたいと思っておりますので、正副委員長にご一任いただければそういう方向で進めていきたいと思っておりますので、お願いします。

何かご意見があれば、お願いします。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） はい。8月の上旬ということで、8月の1日から4日が第1週、8月の7日から10日までが第2週。2週目になってくるとお盆も近づいてくるので、その辺も考慮していただいて。相手の講師の先生の都合が一番大事なんですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。その辺も念頭に置きながら、検討したいと思えます。他に。はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 公開講座ということですから、市民の皆さんも参加するということだと思えますけれども、市民の皆さんへのお知らせの仕方とか。今日も実際に議会改革特別委員会を市民の方が傍聴されていますけれども、関心の高い方もいらっしゃると思うんですが、先のことだと思えますが、そのところは。

○委員長（小坂徳蔵君） 周知の方法なのですが、これから詰めていかななくてはいけませんけれども、日にちとの関係もあるんですが、かぞ市議会日より、そこもひとつの方法かなと。

あとは決まれば直ぐ、ホームページに。会場の都合もありまして先着順というかたちになると思うんですが、ホームページでは掲載をして、周知していきたいと思っております。他にございますでしょうか。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 先程出しましたが、日程だけは出来るだけ早く教えていただければと思えますので、早急に決めていただければ有難いと思えます。いろいろと予定を組む関

係で。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。なるべく、早めに決めるようにしますが、そのために今日、決めていただければ、早速事務局の方で平成国際大学と協議に入っていきますので、なるべく早く決めるようにしていきたいと思います。他にございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、そのように正副委員長と事務局を含めて進めていきますので、ご了承をお願いします。

あと3つ目の関係ですが、執行部との協議の関係です。相当、この要綱案の協議も具体的になってまいりました。そこで延期にしていた執行部との協議の関係をやっていきたいと思っています。この点に関しては、既に昨年12月16日の第3回議会改革特別委員会で決定していることですので、それに則って進めていきますので、ご了承をいただきたいと思います。報告や今後の協議の方向については以上です。委員の皆さんから、ご意見ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、無いようですので、本日の協議はこれで終了いたしました。

本日の協議内容につきましては、特別委員会通信の第8号を議員各位に配布し、ホームページにも掲載してまいります。

そして協議内容と今日の結果につきましては、所属する会派内の議員の皆さんに速やかに周知されるようにお願いします。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 資料なんですけれども、この膨大な資料なんですけれども、全議員に配布できるような配慮を。そうしてもらわないと、配るのが容易じゃない。

○委員長（小坂徳蔵君） どの資料が？資料1から資料5までですか？

○3番（新井好一君） 資料2と資料3くらいは、最低ね。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。

○3番（新井好一君） 今後の課題としてBCP計画とかこれからも十分検討していかなくて

はいけないから、これを全部っていうと大変なんで、話をされたってことでは良いんですけども、最低限、資料2と資料3です。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。資料2と資料3です。資料1については既に配布していますので。資料2と資料3については、全議員に配布出来るように、事務局で手配をお願いします。

これで本日の議事は全て終了いたしました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは散会にあたりまして、小勝副委員長からごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） 本日は自由討議によりまして、長時間慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。骨子案から条例要綱素案ということで、具体的な内容になってきましたし、本当に一段上がったのかなという感じがしてまいります。

この後、詳細な協議に入りますけれども、必要なのは市民に開かれた、市民のためになる加須市議会基本条例、更には最高規範ですから、それを皆で順守して、議員活動、議会活動するというそういう視点での協議が必要になると思います。是非次回もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） どうもありがとうございました。それでは、散会といたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時54分